

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 22 日（金）第3504号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県名誉県民条例施行規則（※）（秘書課取扱い） 1
- 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 2
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 6
- 鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 12
- 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）（市町村課取扱い） 13
- 鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（※）（財政課取扱い） 13
- 県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則（※）（生活・文化課取扱い） 13
- 保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（保健医療福祉課取扱い） 14
- 鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則（※）（障害福祉課取扱い） 14
- 訓 令
- 鹿児島県工事検査規程の一部を改正する訓令（※）（監理課取扱い） 15
- 告 示
- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）
（人事課取扱い） 15

規 則

鹿児島県名誉県民条例施行規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 8 号

鹿児島県名誉県民条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鹿児島県名誉県民条例（平成31年鹿児島県条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（鹿児島県名誉県民称号記）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の鹿児島県名誉県民称号記は、別記様式によるものとする。

（礼遇）

第 3 条 条例第 4 条の礼遇は、次のとおりとする。

(1) 県が主催する主要な式典その他諸行事への招待

(2) その他知事が適当と認める礼遇

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第 2 条関係)

鹿 児 島 県 知 事 氏 名 印	年 月 日	称 号 を 贈 り ま す	鹿 児 島 県 名 誉 民 の	鹿 児 島 県 は あ な た に	鹿 児 島 県 名 誉 県 民 称 号 記
---	---------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	---

鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 9 号

鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則 (昭和29年鹿児島県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 項中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項ただし書中「2,100円」を「2,200円」に改め、同条第 2 項中「20,000円」を「21,000円」に改め、同項ただし書中「10,000円」を「10,500円」に改め、同条第 3 項中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項ただし書中「2,950円」を「3,050円」に改め、同項第 3 号中「身体障害者更生援護施設」を「障害者支援施設又は児童自立支援施設」に改める。

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の調整額に関する規則 (昭和32年鹿児島県規則第76号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 アの表 1 級の項中「6,417円」を「6,484円」に、「6,466円」を「6,534円」に、「6,520円, 4号給6,570円」を「6,588円」に改める。

別表第 2 エの表 1 級の項中「7,258円」を「7,335円」に、「7,321円」を「7,398円」に、「7,389円」を「7,465円」に、「7,452円」を「7,528円」に、「7,519円」を「7,596円」に、「7,587円」を「7,663円」に、「7,654円」を「7,731円」に、「7,722円」を「7,798円」に、「7,780円」を「7,857円」に、「7,857円」を「7,933円」に、「7,929円」を「8,005円」に、「7,996円, 13号給8,064円」を「8,073円」に改め、同表 2 級の項中「8,496円」を「8,572円」に、「8,590円」を「8,667円」に、「8,685円」を「8,761円」に、「8,775円」を「8,851円」に、「8,869円」を「8,946円」に、「8,973円」を「9,049円」に、「9,076円」を「9,153円」に、「9,180円」を「9,256円」に、「9,288円, 10号給9,351円」を「9,364円」に改める。

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 3 条 職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿児島県規則第90号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 アの表別表第 1 に掲げる職の項中「117,000円」を「117,100円」に改める。

（鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正）

第4条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則（昭和36年鹿児島県規則第119号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員	4 項職員
	1 種	2 種	3 種			
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	100,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	100,000	30,000
2 年 以 上 3 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	100,000	30,000
3 年 以 上 4 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	100,000	30,000
4 年 以 上 5 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	100,000	30,000
5 年 以 上 6 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	90,000	30,000
6 年 以 上 7 年 未 満	414,800	368,800	308,600	49,000	80,000	30,000
7 年 以 上 8 年 未 満	414,800	368,800	308,600	47,200	60,000	30,000
8 年 以 上 9 年 未 満	414,800	368,800	308,600	45,400	40,000	30,000
9 年 以 上 10 年 未 満	414,800	368,800	308,600	43,600	20,000	30,000
10 年 以 上 11 年 未 満	414,800	368,800	308,600	41,800		30,000
11 年 以 上 12 年 未 満	414,800	368,800	308,600	40,000		27,000
12 年 以 上 13 年 未 満	414,800	368,800	308,600	38,200		24,000
13 年 以 上 14 年 未 満	414,800	368,800	308,600	36,400		21,000
14 年 以 上 15 年 未 満	414,800	368,800	308,600	35,000		18,000
15 年 以 上 16 年 未 満	414,800	368,800	308,600	33,600		15,000
16 年 以 上 17 年 未 満	410,400	364,800	305,300	32,200		12,000
17 年 以 上 18 年 未 満	406,000	360,800	302,000	30,800		9,000
18 年 以 上 19 年 未 満	401,600	356,800	298,700	29,400		6,000
19 年 以 上 20 年 未 満	397,200	352,800	295,400	28,000		3,000
20 年 以 上 21 年 未 満	392,800	348,800	292,100	26,600		
21 年 以 上 22 年 未 満	373,400	331,900	278,300	26,000		
22 年 以 上 23 年 未 満	353,600	314,700	264,300	25,400		
23 年 以 上 24 年 未 満	334,300	298,000	250,800	24,400		
24 年 以 上 25 年 未 満	314,900	281,100	236,900	23,800		
25 年 以 上 26 年 未 満	295,400	264,200	223,200	23,200		
26 年 以 上 27 年 未 満	272,700	243,400	205,600	22,600		
27 年 以 上 28 年 未 満	250,500	223,000	188,500	22,000		
28 年 以 上 29 年 未 満	228,100	202,600	171,200	21,200		
29 年 以 上 30 年 未 満	205,300	181,800	153,600	20,900		
30 年 以 上 31 年 未 満	180,500	159,900	135,600	20,500		
31 年 以 上 32 年 未 満	155,600	138,000	117,300	19,900		
32 年 以 上 33 年 未 満	131,000	116,300	99,400	19,000		
33 年 以 上 34 年 未 満	92,900	84,400	73,400	18,100		
34 年 以 上 35 年 未 満	57,600	54,600	49,100	17,400		

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第5条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の106.5以上100分の180」を「100分の111.5以上100分の190」に、「100分の128.5以上100分の220」を「100分の133.5以上100分の230」に改め、同項第2号中「100分の97.5以上100分の106.5」を「100分の102.5以上100分の111.5」に、「100分の117.5以上100分の128.5」を「100分の122.5以上100分の133.5」に改め、同項第3号及び第

4 号中「100分の88.5」を「100分の93.5」に、「100分の108.5」を「100分の113.5」に改める。

第15条第 1 項第 1 号中「100分の43.5」を「100分の48.5」に、「100分の54.5」を「100分の59.5」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「100分の41.75」を「100分の46.75」に、「100分の51」を「100分の56」に改める。

（初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正）

第 6 条 初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 エの表中

46	を	45	に改める。
46		46	
47		46	
47		46	
48		47	
48		47	
49		47	

別表第 7 カの表中

34	を	33	に、	38	を	37	に、	40	を	39	に改める。
34		34		38		37		40		39	
34		34		38		37		40		40	
35		34		38		37		40		40	
35		34		38		38		40		40	
35		35		38		38		40		40	
36		35		39		38		40		40	
36		35		39		38		40		40	
36		36						41		40	
37		36									
37		36									
37		36									

37

36

（県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則の一部改正）

第 7 条 県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（平成16年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中

53		53		54		54		55		55
54	を	53	に、	55	を	54	に、	56	を	55
54		53		55		54		56		55
54		53		55		54		56		55

（給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第 8 条 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を次のように改める。

（昇給に関する号給数の特例）

- 12 当分の間、職員（給与条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。）を給与条例第 5 条第 8 項の規定による昇給をさせる場合の初任給，昇格，昇給等に関する規則別表第 7 の 2 の規定の適用については，同表中

8 以上	6	とあるのは、
2 以上	1	

6	5	とする。
2 以上	1	

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。ただし，第 8 条の規定は，平成33年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則第 5 条第 3 項第 3 号の改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の規定，第 2 条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定，第 3 条の規定による改正後の職員の給料の特別調整額に関する規則の規定，第 4 条の規定による改正後の鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の規定，第 6 条の規定による改正後の初任給，昇格，昇給等に関する規則（第 4 項において「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第 7 条の規定による改正後の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則（第 4 項において「改正後の県短初任給等規則」という。）の規定は平成30年 4 月 1 日から，第 5 条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（次項において「改

正後の期末手当等支給規則」という。)の規定は同年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率の特例)

- 3 平成31年3月31日までの間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下この項において「再任用職員」という。)以外の職員(鹿児島県職員の給与に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第13号)第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。)に対する改正後の期末手当等支給規則第14条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の111.5以上100分の190以下」とあり、及び同項第2号中「100分の102.5以上100分の111.5未満」とあるのは「100分の93.5」とし、再任用職員に対する改正後の期末手当等支給規則第15条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の48.5以上」とあるのは「100分の46.75」とする。

(平成30年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 4 平成30年4月1日からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第6条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下この項において「改正前の初任給等規則」という。)の規定による号給に達しない職員又は改正後の県短初任給等規則の規定による号給が第7条の規定による改正前の県立の短期大学に勤務する学校職員の初任給等に関する規則(以下この項において「改正前の県短初任給等規則」という。)の規定による号給に達しない職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則及び改正後の県短初任給等規則の規定にかかわらず、それぞれ改正前の初任給等規則の規定による号給又は改正前の県短初任給等規則の規定による号給とするものとする。

(施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号給)

- 5 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第10号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(昭和32年鹿児島県規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第3条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
	41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
	42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
	43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600	

45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	211,800	253,100	282,500	311,300	
71	212,100	253,500	283,300	311,800	
72	212,600	253,900	284,000	312,300	
73	212,800	254,100	284,800	312,600	
74	213,400	254,500	285,500	313,100	
75	213,900	255,000	286,300	313,600	
76	214,600	255,500	287,100	314,000	
77	214,800	255,800	287,700	314,200	
78	215,500	256,200	288,200	314,500	
79	216,000	256,700	288,700	314,800	
80	216,600	257,200	289,100	315,100	
81	217,300	257,500	289,500	315,400	
82	217,700	257,800	289,900	315,700	
83	218,300	258,100	290,400	316,000	
84	219,000	258,400	290,900	316,300	
85	219,600	258,600	291,300	316,500	
86	220,100	258,800	291,900	316,900	
87	220,600	259,100	292,500	317,200	
88	221,300	259,400	293,100	317,400	
89	221,800	259,600	293,400	317,600	
90	222,400	259,800	293,900	317,900	
91	223,000	260,200	294,400	318,200	
92	223,500	260,400	294,800	318,500	

	93	223,900	260,700	295,200	318,700	
	94	224,400	261,100	295,700	319,000	
	95	224,900	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	
	98	226,200	262,200	297,400	320,000	
	99	226,700	262,400	297,900	320,300	
	100	227,200	262,700	298,400	320,500	
	101	227,600	263,000	298,800	320,700	
	102	228,100	263,200	299,200		
	103	228,700	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 職員の給料月額、この表に掲げる給料月額に100分の100.28を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第 5 中

「	22	」	「	21	」	「	58	」	「	57	」	「	66	」	「	65	」
	23			22			58			58			66			66	
	24			22			59			58			66			66	
	25			23			59			58			66			66	
	26			23			60			59			67			66	
	27			24			60			59			67			66	
	28			24			61			59			67			67	
	29	を		24	に、		61	を		60	に、		67			67	
	29			25			61			60			68			67	
	30			26			61			60			68			67	
	30			27			61			60			68			67	
	31			28			61			60			68			68	
	31			29			62			61			69			68	
	31			30			62			61			69			68	
	32			31			62			61			69			68	
							62			61			69			68	
							62			61			69			68	
							62			61			69			68	
							63			62			70			69	
							63			62			70			69	
							63			63			70			69	
							63			63			70			69	
							63			63			70			69	
							64			63			70			70	

70	70
70	70
71	70
71	70
71	70

別表第 7 の 1 級の項中「5,800円」を「5,868円」に, 「5,841円」を「5,908円」に, 「5,886円」を「5,953円」に, 「5,926円, 5号給5,971円」を「5,994円」に改める。

附 則

- 1 この規則は, 公布の日から施行し, 改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は, 平成30年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第 1 及び別表第 7 の規定を適用する場合においては, 改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)別表第 1 及び別表第 7 の規定並びに単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成27年鹿児島県規則第20号。以下この項において「平成27年改正規則」という。)附則第 2 項の規定に基づいて支給された給与は, 改正後の規則別表第 1 及び別表第 7 の規定並びに平成27年改正規則附則第 2 項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成30年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において, 新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち, 改正後の規則別表第 5 の規定による号給が改正前の規則別表第 5 の規定による号給に達しない職員の, 当該適用又は異動の日における号給については, 改正後の規則別表第 5 の規定にかかわらず, 改正前の規則別表第 5 の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成31年 3 月 31 日までの間において, 新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格, 昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち, 前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の, 当該適用又は異動の日における号給については, なお従前の例によることができる。
- 5 前 3 項に定めるもののほか, この規則の施行に関し必要な事項については, 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成31年鹿児島県条例第 3 号)の適用を受ける職員の例による。

.....

鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第11号

鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する規則(平成20年鹿児島県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第104条第 4 項第 2 号」を「第104条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則

- 1 この規則は, 平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する規則第 2 条の規定の適用については, 同条に規定する大学院の課程には, この規則による改正前の鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する規則第 2 条に規定する大学院の課程(学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条

第 4 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。)を含むものとする。

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第12号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項第 6 号中「第77条第 1 項」の次に「, 第77条の 2 第 1 項」を加え, 同号を同項第 7 号とし, 同項中第 5 号を第 6 号とし, 第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 生活保護法第55条の 5 第 1 項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第13号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中13の項を14の項とし, 12の項を13の項とし, 11の項を12の項とし, 同表10の項中「危機管理局」を「危機管理防災局」に改め, 同項を同表11の項とし, 同表 9 の項の次に次のように加える。

10 条例別表第 1 土木部の表18の項に掲げる手数料	国又は鹿児島県（法令の規定により国の行政機関又は鹿児島県とみなされるものを含む。）の申請の場合	免除
-----------------------------	---	----

第 2 条第 3 項中「第63条第 1 項」を「第63条」に改める。

附 則

この規則は, 平成31年 6 月 1 日から施行する。ただし, 第 2 条第 3 項の改正規定は公布の日から, 同条第 1 項の表10の項の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第14号

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則

鹿児島県県民の日を定める条例（平成30年鹿児島県条例第45号）第 4 条の県が設置した公の施設の使用料等で規則で定めるものは, 次の表の左欄に掲げる公の施設について, それぞれ同表の右欄に掲げる使用料等とする。

公の施設	使用料等
鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第 6 号）第 6 条第 1 項に規定する入館料
鹿児島県霧島アートの森	鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例

	（平成12年鹿児島県条例第22号）第 9 条第 1 項に規定する利用料金のうち，入園の利用料金
鹿児島県奄美パーク	鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例（平成13年鹿児島県条例第17号）第 9 条第 1 項に規定する利用料金のうち，観覧の利用料金
鹿児島県屋久島環境文化村センター	鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年鹿児島県条例第14号）第 9 条第 1 項に規定する利用料金のうち，観覧の利用料金
フラワーパークかごしま	フラワーパークかごしまの設置及び管理に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第48号）第 7 条第 1 項に規定する利用料金
鹿児島県立博物館	鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第43号）第 5 条第 1 項に規定する使用料
鹿児島県上野原縄文の森	鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第48号）第 8 条第 1 項に規定する利用料金

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

.....

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第15号

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「760」を「770」に，「650」を「660」に改め，同表 3 の項中「4,480」を「4,570」に，「1,840」を「1,870」に，「3,100」を「3,160」に，「5,050」を「5,150」に，「1,960」を「1,990」に，「2,640」を「2,700」に改め，同表 4 の項中「420」を「430」に改める。

附 則

この規則中別表 4 の項の改正規定は平成31年 4 月 1 日から，その他の規定は同年10月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第16号

鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「1.08」を「1.1」に改める。

別表文書料の項中「1,990円」を「2,020円」に，「4,300円」を「4,370円」に，「1,660円」を「1,690円」に，「3,830円」を「3,900円」に改め，同表受託検査及び受託診断料の項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

鹿児島県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県工事検査規程の一部を改正する訓令

鹿児島県工事検査規程（昭和55年鹿児島県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項第 2 号及び第 3 号中「が、500万円」を「の当初の契約金額が、500万円」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第 3 号様式に備考として次のように加える。

備考 この様式は、対象となる工事（設備に係る工事を除く。）の当初の契約金額が500万円以上の工事の検査結果の復命に用いるものとする。

別記第 4 号様式中「完成検査」を「完成（一部完成・中間）検査」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 この様式は、対象となる工事の当初の契約金額が500万円未満の工事（設備に係る工事を除く。）及び設備に係る工事の検査結果の復命に用いるものとする。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第254号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成31年 3 月 22 日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

表を次のように改める。

区 分		報 酬 額	
総務部	かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内	
	共生・協働推進専門員	日額 8,000円以内	
	行政不服審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
	教務補助員	日額 7,420円以内	
	県政情報相談員	日額 7,080円以内	
	県税事務相談員	日額 8,740円以内	
	県税事務補助員	日額 7,080円以内	
	交通事故相談員	月額157,520円以内又は日額7,930円以内	
	公報編集員	日額 7,080円以内	
	産学コーディネーター	日額 9,970円以内	
	私立学校事務補助員	日額 7,080円以内	
	施設管理事務補助員	日額 7,470円以内	

	消費生活相談支援員	日額	9,970円以内
	消費生活相談専門員	日額	9,970円以内
	消費生活調査員	日額	8,840円以内
	情報公開・個人情報	会長	日額 20,000円以内
	保護審査会委員	委員	日額 17,000円以内
	職員カウンセラー	日額	10,540円以内
	食品表示指導員	日額	8,000円以内
	資料調査編集員	月額	138,320円以内
	政治資金事務補助員	日額	7,080円以内
	青少年育成指導員	月額	138,320円以内
	選挙事務調査員	月額	207,690円以内
	男女共同参画相談員	日額	7,190円以内
	展示解説員	月額	138,320円以内又は日額6,920円以内
	ふるさと交流推進専門員	日額	10,770円以内
	文化振興指導員	月額	138,320円以内
	文書管理補助員	日額	7,080円以内
	文書事務補助員	日額	8,740円以内
	歴史資料センター ^{れい} 黎明館館長	月額	600,000円以内
企画部	鹿児島県地方創生担当特別顧問	月額	100,000円以内
	航空対策専門員	日額	7,080円以内
	統計調査員	日額	7,130円以内
P R ・ 観光戦 略部	鹿児島県観光振興特別顧問	月額	120,000円以内
	鹿児島県国際交流特別顧問	月額	100,000円以内
	観光広報アシスタント	日額	6,980円以内
	広報アシスタント	日額	6,980円以内
	国際交流員	月額	380,000円以内
	ふるさと特産運動推進指導員	月額	181,450円以内
環境林 務部	疫学調査員	日額	8,000円以内
	鹿児島県管理型処分場整備特別顧問	月額	100,000円以内
	県営林管理補助員	日額	5,710円以内
	県有林管理専門員	日額	9,210円以内
	公害健康被害診療報酬審査委員	日額	8,350円以内
	公害健康被害認定審 査会委員	会長	日額 57,200円以内
		副会長	日額 54,900円以内
		委員	日額 52,600円以内
	公害審査会委員	あっせん委員	日額 20,000円以内
		調停委員	日額 20,000円以内
		仲裁委員	日額 20,000円以内
	公害紛争処理専門調査委員	日額	11,050円以内
	公害保健推進員	日額	8,000円以内
	産業廃棄物適正処理監視指導員	日額	8,000円以内
	鳥獣保護管理員	日額	5,710円以内
	水俣病検診専門委員	日額	40,000円以内
くらし 保健福 祉部	医療給付専門指導員	日額	12,680円以内
	医療扶助専門指導員	日額	7,010円以内
	受付相談員	日額	6,800円以内
	援護業務相談員	日額	7,530円以内
	介護審査事務専門員	日額	7,080円以内

介護保険審査会専門調査員	日額 13,570円以内
介護保険報酬専門指導員	日額 8,000円以内
鹿児島県医療安全支援センター相談員	日額 8,000円以内
鹿児島県地域医師育成特別顧問	月額 100,000円以内
家庭相談員	月額 89,090円以内
看護審査事務専門員	日額 7,080円以内
狂犬病予防員	日額 12,860円以内
後期高齢者医療制度専門員	月額 437,000円以内
高次脳機能障害者支援員	日額 8,000円以内
国民健康保険指導監査専門医	日額 18,650円以内
子ども支援員	日額 8,300円以内
こども総合療育センター非常勤看護師	日額 7,180円以内
里親推進員	日額 8,300円以内
自殺対策調整員	日額 8,000円以内
児童生活指導員	月額 181,450円以内
児童相談所法務専門員	日額 15,000円以内
児童等学習指導員	日額 8,300円以内
児童福祉相談員	日額 7,520円以内
住宅宿泊事業監視指導員	日額 8,000円以内
就労支援員	日額 7,810円以内
障害者くらし安心相談員	日額 8,000円以内
障害福祉サービス等報酬専門指導員	日額 8,000円以内
食肉衛生検査補助員	日額 6,980円以内
食肉検査員	日額 16,180円以内
心理カウンセラー	日額 7,080円以内
精神保健指定医	日額 13,570円以内
電話相談員	日額 7,520円以内
動物愛護専門員	日額 6,980円以内
難病相談支援員	日額 6,800円以内
難病相談・支援センター社会福祉相談員	日額 7,520円以内
難病相談・支援センター所長	日額 22,500円以内
難病相談・支援センター保健相談員	日額 8,000円以内
パーキングパーミット制度推進員	日額 7,080円以内
ハブ対策専門員	日額 11,470円以内
非常勤医師	1時間につき9,500円以内
非常勤作業療法士	日額 8,740円以内
非常勤獣医師	日額 12,860円以内
非常勤宿直員	日額 6,930円以内
非常勤心理指導員	日額 7,080円以内
非常勤心理判定員	日額 7,080円以内
非常勤聴能言語訓練士	日額 7,190円以内
非常勤調理員	日額 7,080円以内
非常勤理学療法士	日額 8,740円以内
非常勤臨床検査技師	日額 8,740円以内
福祉推進員	日額 7,080円以内
婦人相談員	月額 163,630円以内
保健相談員	日額 8,000円以内
母子・父子自立支援員	月額 168,330円以内
輸出水産食品検査員	日額 8,000円以内

	幼保連携事務専門員	日額 7,080円以内
	若駒学園管理補助員	日額 8,360円以内
商工労働水産部	企画研修指導員	日額 8,240円以内
	企画情報専門員	日額 8,740円以内
	漁業権実態調査専門員	日額 8,000円以内
	債権管理事務補助員	日額 7,080円以内
	就職支援コーディネーター	日額 6,800円以内
	就職相談・支援員	日額 7,810円以内
	巡回就職支援指導員	日額 7,810円以内
	障害者就業開拓推進員	日額 6,800円以内
	障害者職業訓練コーチ	日額 7,810円以内
	障害者職業訓練コーディネーター	日額 7,810円以内
	職業訓練等推進員	日額 7,810円以内
	職業指導員	日額 15,090円以内
	職業能力開発校寮監	月額 158,960円以内
	進出企業アドバイザー	日額 8,000円以内
	水産研究業務補助員	日額 6,890円以内
	精神保健カウンセラー	日額 7,520円以内
	知的財産活用推進員	日額 11,380円以内
	特別労働相談員	日額 15,000円以内
	ふるさと人材相談員	日額 9,720円以内
	離職者訓練推進員	日額 7,080円以内
労働問題相談員	日額 12,300円以内	
農政部	大隅加工技術研究センター研究調整監	月額 400,000円以内
	大隅加工技術研究センター所長	月額 300,000円以内
	学生指導員	日額 7,080円以内
	家畜防疫指導員	日額 15,070円以内
	国有農地等調査員	日額 7,570円以内
	食品加工事業者連携推進員	日額 11,380円以内
	畜産改良業務補助員	日額 8,690円以内
	農業機械化研修補助員	日額 8,000円以内
	農村生活研修指導員	日額 7,080円以内
	農大研修専門員	日額 11,580円以内
	農大非常勤教授	日額 11,580円以内
	病虫害防除員	日額 5,000円以内
	保健指導員	日額 6,800円以内
	土木部	建設業審査事務専門員
公営住宅管理人		月額1,000円に管理戸数1戸につき100円を加算した額
宅地建物取引事務専門員		日額 8,970円以内
登記対策専門員		日額 10,540円以内
土木施設管理補助員		日額 7,080円以内
危機管理局	鹿児島県原子力安全対策特別顧問	月額 100,000円以内
	国民保護協議会幹事	日額 4,950円以内
	災害応急業務嘱託員	昼間勤務1回につき9,980円以内 夜間勤務1回につき17,380円以内
	消防学校舎監	月額 158,960円以内
	防災会議幹事	日額 4,950円以内
	防災研修センター管理員	日額 9,460円以内
	防災研修センター管理補助員	日額 8,400円以内

出納局	政府調達苦情検討委 員会委員	委員長	日額 20,000円以内	
		委員	日額 17,000円以内	
県議会	議会図書専門員		日額 8,000円以内	
教育委員 会	外国語指導助手		月額 380,000円以内	
	学芸指導員		日額 6,890円以内	
	学習指導員		1時間につき3,170円以内	
	学生寮寮監		月額 157,050円以内	
	鹿児島県立図書館館長		月額 300,000円以内	
	学校医		日額 19,500円以内	
	学校図書補助員		月額 165,510円以内	
	学校薬剤師		日額 15,500円以内	
	教育職員健康診断検査諮問委員		日額 9,900円以内	
	教員適性検査問題作成委員		日額 9,900円以内	
	教員免許事務補助員		日額 7,080円以内	
	教科用図書選定審議会専門調査員		日額 9,900円以内	
	高等学校入学者選抜学力検査問題作成 委員		日額 9,900円以内	
	校務補助員		日額 6,890円以内	
	社会教育指導員		月額 134,580円以内	
	奨学資金管理専門員		日額 8,740円以内	
	職員健康管理囑託員		日額 8,000円以内	
	特別支援学校看護師		日額 9,000円以内	
	特別支援教育支援員		日額 7,080円以内	
	文化財調査員		日額 10,400円以内	
	文化財保護指導委員		月額 6,720円以内	
	保育支援員		日額 7,140円以内	
	保健指導員		日額 8,000円以内	
	臨床心理相談員		日額 9,090円以内	
	選挙管 理委員 会	選挙長		日額 10,700円以内
		選挙分会長		日額 10,700円以内
		選挙立会人		日額 8,900円以内
公安委 員会	警察安全相談員		日額 8,000円以内	
	交通安全指導専門員		日額 9,210円以内	
	交通事務専門員		日額 7,080円以内	
	交通聴聞員		月額 201,110円以内	
	交番相談員		日額 7,080円以内	
	少年相談員		日額 7,080円以内	
	少年補導職員		月額 165,510円以内	
	スクールサポーター		日額 7,080円以内	
	捜査事務専門員		日額 7,080円以内	
	DNA型鑑定支援業務従事者		日額 7,080円以内	
	防犯活動専門員		日額 7,080円以内	
遊技機調査員		日額 7,080円以内		
労働委 員会	特別調整委員		日額 8,800円以内	
	あっせん員		日額 8,800円以内	
収用委 員会	あっせん委員		日額 11,000円以内	
	仲裁委員		日額 11,000円以内	
各部・ 各種委 員会共	学芸専門員		月額 201,110円以内	
	技術補助員		日額 10,050円以内	
	教育相談員		月額 181,450円以内	

通	研修専門員	月額181,450円以内又は日額9,130円以内	
	講師	大学教授級	1時間につき6,100円以内
		大学准教授級	1時間につき5,100円以内
		大学講師級	1時間につき4,600円以内
		その他	1時間につき3,400円以内
	参与	月額 100,000円以内	
	試験委員	日額 9,900円以内	
	試験監督員	日額 6,250円以内	
	職員相談員	月額181,450円以内又は日額9,130円以内	
	嘱託医	月額94,990円以内又は日額13,570円以内	
	生活指導員	月額142,070円以内又は日額7,140円以内	
	庁務補助員	日額 6,890円以内	
	非常勤看護師	日額 6,800円以内	
	非常勤警備員	昼間勤務 1回につき5,710円以内 夜間勤務 1回につき8,660円以内	
	非常勤嘱託員	日額 8,000円以内	
	文書事務専門員	月額 157,050円以内	
	法律顧問	月額 165,000円以内	
	用地交渉員	日額 8,970円以内	
用地調査員	日額 7,570円以内		
前各項に定めのない 附属機関の構成員	附属機関の長	日額 11,200円以内	
	附属機関のその他の構成員	日額 9,900円以内	